



最高裁秘書第5232号

平成30年1月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月11日付け（同月13日受付，最高裁秘書第4955号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

二回試験に3回落ちた人の数が，司法修習生の修習期ごとに分かる文書（平成29年12月以降の最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

